

○新計画の策定方法について

1 策定の根拠

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。

(男女共同参画社会基本法 第14条第3項)

2 新計画策定の基本方針

法第14条に基づき、国・県の計画を勘案しながら、第4次総合計画のまちづくりの基本理念とまちの将来像の実現に寄与することを目標とする。

策定にあたっては、男女共同参画社会基本法第14条に基づき、国・県の男女共同参画計画を勘案しつつ、本町の特性や個性を取り入れ、第4次総合計画のまちづくりの基本理念と、まちの将来像の実現に寄与するものとする。

<ポイント>

- (1) テーマを「個性」から「多様性」へシフト
性差による差別を無くし、男女平等を目指すだけでなく、年齢や障がいの有無による差異などの社会的な立場によっても、差別や不利益を生じさせないように配慮したものとする。
- (2) 国や県の計画・第4次総合計画に沿った計画とする
基本構造は法第14条に基づき、県計画に沿ったものとした上で、豊山町の強みや特性を強調した内容とする。
- (3) 第4次総合計画の目的達成を助ける計画とする
総合計画のまちづくりの重点戦略1：「人」がキラリと輝くまちづくりの実現を支援するものとする。
- (4) 「新計画をつくること＝新しい事業をつくること」ではない
各課で実施している事業を男女共同参画の視点から見直し、配慮する「気づき」が重要である。また、町民の方にも男女共同参画の視点を共

有していただくことが大切である。

3 策定委員会

男女共同参画社会づくりプラン策定委員会設置要綱（資料8）に基づき、計画の原案の作成と、町長への具申を行う。

4 策定の流れ

12/6(火)

第1回策定委員会

- ・男女共同参画事業のこれまでの経緯について
- ・新計画の策定方法について

12月下旬

第2回策定委員会

- ・本町における男女共同に関係する事業の説明と意見交換

1月中旬

第3回策定委員会

- ・新計画の体系の提案と議論

2月上旬

第4回策定委員会

- ・新計画の提案と議論

2月下旬

第5回策定委員会

- ・新計画（修正案）の提案と決定

3月上旬 町長への具申・計画書印刷